

消費者被害注意情報

202201号

令和5年3月2日
島根県消費者センター
永田(啓発)・前田(相談)
Tel:0852-22-5103
Fax:0852-32-5918
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

危険 副業するつもりが借金だけ残るなんて!

副業をして儲けるつもりが、サポート契約の支払いのために借入をすることになり、画面共有アプリをダウンロードさせられて相手に言われるままにスマホを操作!よく分からないうちに、ネット上で事業者に全額振り込んでしまったという相談が寄せられています。

きっかけは 「簡単に儲かります!」これは嘘!

YouTubeやInstagram等のSNSの「簡単に儲かる副業」を謳った広告へのアクセス

安易にURLをクリックしないで!

勧誘の手口は

- ◆ 閲覧した広告や、ダイレクトメッセージから事業者のサイトに誘導されます。
- ◆ 事業者のサイトには「簡単に月〇万円儲かります」等と甘い言葉が書かれています。
- ◆ 事業者のLINEに友達登録を誘導されると、安価なマニュアルを購入するよう勧誘されます。
- ◆ 事業者から電話がかかり、数十万、数百万円の高額なサポートプランを勧誘されます。

簡単に儲かる話はありません!

◎「お金がない」と断っても、

「借金してもすぐに元が取れる!」と説明されます。

これも嘘!

《借金》の話が出たら★危険★

◎さらに断っても、高額な違約金が発生すると言われ断ることができません。

契約してしまうと...

- ◆ **画面共有をして遠隔操作が可能なアプリのダウンロード**をするよう誘導されます。
 - ・アプリのIDを相手に教えると自分のスマートフォンの画面を相手にも見せることになります。
 - ・アプリによってはスマートフォンの中のデータを搾取される場合もあります。
- ◆ **ネット銀行の口座を開設**するよう指示されます。
- ◆ **複数の消費者金融から借金**するように指示されます。
 - ・借入の目的は「生活費」「引越し費用」「結婚資金」などの名目にするよう指示されます。
 - ・消費者金融からネット銀行にお金が振り込まれます。
- ◆ お金が振り込まれると **事業者の口座に送金**するよう指示されます。
 - ・スマートフォンのスピーカーで相手と会話しながら指示どおりに操作して送金してしまいます。

さらに嘘!

「おかしい」と思ったら、直ぐにお近くの消費生活センターに相談を!

- ◎ 追い立てられるように指示されるため、途中で引き返すタイミングを失ってしまいます。
- ◎ 相手は言葉たくみに話すため、借金したことに気付いていない相談者もいます。

このような契約をすると結局、多額の借金だけが残ります。「おかしい」と思ったら立ち止まる勇気を持ちましょう。

島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

トラブル相談は
消費者ホットライン 局番なしの

188 (いやや) 泣き寝入りは

